

米国農務省  
食品安全検査局  
ワシントン D.C

FSIS 指令 9040.1 改訂 3 版 2006 年 3 月 1 日

## 輸出を目的とした製品の再検査

### I. 目的

本指令は、検査プログラム担当職員に対して、輸出を目的とした製品を再検査するための諸手続きを規定するものである。製品が該当施設にあるか、認定済み (ID) 倉庫 (連邦規則 9 CFR 350.3 (a) の規定による) または冷凍保管設備など、非公認施設の遠隔地保管場所にあるかに関係なく、この責務および手続きを適用することとする。

### II. 取消し

1993 年 8 月 12 日付 FSIS 指令第 9040.1 号改訂第 2 版

### III. 再発令の理由

本指令は、製品が表示どおりに輸出先国の要件を満たしているかどうかに関して、検査プログラム担当職員が疑念を抱くに足る理由がある場合に実施する製品の箱または容器の検査を規定するために改定された。

### IV. 根拠となる法令

連邦規則 9 CFR 322.2、381.105、350.3 (a)

FSIS 指令第 7520.2 号、第 9000.1 号、第 12,600.1 号

### V. 方針

- A. 連邦規則 9 CFR 322.2 および 381.105 は、輸出用製品の再検査および認証を規定している。輸出向け製品の再検査の目的は、製品の安全性、健全性、均一性および輸出への適格性を検証するためである。検査プログラム担当職員は、FSIS 書式 9060-6「輸出申請書」を受領後、これを審査したうえで輸出用製品の再検査を実施する。
- B. FSIS 指令第 9000.1 号「輸出証明」に規定されているとおり、検査プログラム担当職員は、申請書に記載されている各製品が食肉および食鳥肉製品に関する規則および輸出先国の要件を遵守しているかどうか (たとえば、申請書に記載された各製品は、同申請書に記載された国向けの輸出に適格であるかどうか) を検証するものとする。
- C. 申請書に不備がなく正確であれば、検査プログラム担当職員は、製品の取扱いまたは保管に不良な徴候 (たとえば、破損、湿り、損傷または状態の悪い段ボール箱) がないかどうか、出荷用段ボール箱の官能検査を実施する。段ボール箱に問題がなければ、検査プログラム担当職員は、FSIS 書式 9060-6「輸出証明申請書」の署名に関する FSIS 指令
-

9000.1 に示された指示に従って手続を進め、FSIS 書式 9060-5 「輸出証明書」を発行する。

## VI. 製品に異常が認められた場合の検査プログラム担当職員の責務

A. 公認施設または非公認施設において出荷段ボール箱の官能検査を実施中、製品の取扱いおよび保管に不良な徴候を認めた場合には、検査プログラム担当職員は次の措置を実行するものとする（FSIS 指令第 5400.5 号および第 5000.1 号改訂第 1 版に概括された検査方法を用いる検査制度手続コード 06 に基づく）。

1. 公認施設および非公認施設では、総数の 5% を上限に箱または容器を無作為に抽出する。抽出する箱の割合を考えるにあたっては、検査プログラム担当職員は、懸念の根拠のほか、梱包された製品の内容物を周囲環境にさらす必要性を考慮する必要がある。

a. 公認施設では、申請者に対して、不衛生な状況を招いたり製品に不純物が混和したりすることのないように考慮して、抽出した箱または容器のサンプルを開けるように求める。

b. 非公認施設では、申請者に対して、衛生的な環境（たとえば、施設内の認定済みの検査室など）のもとで抽出した箱または容器を開けるように求めるかまたは、出荷貨物あるいは抽出した箱または容器のサンプルを衛生的な環境のもとで開くことのできる場所へ運ぶように求める（たとえば、認定済み（ID）検査室のない冷凍保管設備の場合）。

2. 内容物の無傷性および健全性を再検査する。

注：製品が凍っている場合には、検査プログラム担当職員は、公認施設または認定済み設備に対して、公認施設では衛生的環境のもとで、非公認施設では認定済み（ID）検査室で、無作為に抽出した箱または段ボール箱の中の個々のパッケージを緩めたり解凍したりさせて再検査を実施する。製品が缶詰にされている場合には、検査プログラム担当職員は、FSIS 指令 7520.2 「缶詰製品の容器検査の条件にかかる手続き」の指示に従うものとする。

a. 製品が無傷かつ健全であれば、検査プログラム担当職員は、製品の再梱包（梱包者の選択に委ねる）を許可し、輸出申請書に署名して、FSIS 指令第 9000.1 号の指示に従って手続きを進める。

b. 製品に問題があるかまたは健全でないことが判明した場合、施設または設備が箱を開けない場合、あるいは施設がサンプルを移動させることを選択せず出荷を取りやめる場合には、製品が粗悪品であると確信するに足る理由があれば、検査プログラム担当職員は以下の措置をとるものとする。

i. 申請書に署名をしない。

- ii. 公認施設において製品のいずれかが不良または不健全であると判明した場合には、該当する 06 コードに基づいて「不適格記録」を発行し、FSIS 指令 5000.1 改訂 1 版に示された適切な強制措置をとる。
- iii. 非公認施設において製品のいずれかが不良または不健全であると判明した場合には、FSIS 指令第 8410.1 号の規定に従って製品の差し止めを行い、FSIS 書式 8080-1「差し止め通知」（非公認施設に適用）に記入する。

VII. 申請書に記載された情報が要件を満たしていない場合の検査プログラム担当職員の責務

- A. 申請書に記載された情報に関して疑問がある場合には、検査プログラム担当職員は、FSIS 指令第 9000.1 号の規定に従って、申請者に対してその疑問を提示するものとする（たとえば、申請者に対して、当該製品が輸出先国の要件を満たしていることを実証する補足情報の提供を求めるなど）。
- B. 製品が輸出先国の要件を満たすように適切に識別・表示されていないのではないかと疑われる場合には、検査プログラム担当職員は、上に示した方法に従って以下の措置をとるものとする（この場合、FSIS 指令第 5400.5 号および第 5000.1 号改訂第 1 版に概括された検査方法を用いる検査制度手続きコード 04 に基づく）。
  - 1. 箱を開けて、表示が適切であるか、不正な商標表示がないか、申請書に記載された国向けの輸出に適格であるかを確認するために製品を再検査する。
  - 2. 強制措置または差し止め措置をとり、これを記録する。
- C. 公認施設または非公認施設において、容器内の製品または製品の表示が輸出先国の要件を満たしていない場合には、以下の措置をとるものとする。
  - 1. 申請者に対して懸念を提示する。
  - 2. 何を話し合ったのか、懸念は十分に解消されたのか、面談の内容を記録に残す。
  - 3. 申請者にこの記録の写しを渡すとともに、検査ファイルにも写しを保管する。

直接の質問は、技術サービスセンター、電話番号 1-800-233-3935 まで問い合わせることとする。

政策プログラム人材育成事務局  
次長 Philip S. Derfler